



NO. 215

2011. 5. 15.

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会  
(別名 大阪市手をつなぐ親の会)

<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

大阪市天王寺区東高津町12-10

大阪市立社会福祉センターB1F

発行責任者 笹野井 庸夫

TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623

次期大阪市障害者支援計画策定について  
(および障害福祉計画)

大阪市障害者支援計画は、現在後期計画(平成20年度～平成23年度)を推進しています。内容については市のホームページから検索して見ることも出来ます。

そして、障害者自立支援法の規定により策定することとなっている**障害福祉計画**は、同法施行後5年間の制度移行経過措置終了後の状況を見据えて、次期分は平成24年度を初年度として策定することになっています。

そこで障害福祉計画と一体的に策定することが妥当であるとの観点から大阪市障害者支援計画についても後期計画の終了については同時期(平成23年度末)として次期分は平成24年度からとなっています。

また、**大阪市地域福祉計画**も現在の第2期計画が今年度で終わり、平成24年度より第3期計画を推進します。

これはさきに挙げた2つの障害福祉に関する計画や、高齢者福祉等の他計画との整合性をもたせながら、地域福祉を推進させるための仕組みづくりを目指しています。

すなわち平成23年度は、行政(大阪市)として障害福祉分野における取り組みについての方向性を示す大きな節目となる時期なのです。

その次代に向けた計画策定について、大阪市地域福祉計画については現在企画提案を公募して、6月より策定作業に取り掛かる予定です。

私達にとって気になる大阪市障害者支援計画及び障害福祉計画は、学識経験者・障害当事者・支援関係者等により構成される「大阪市障害者施策推進協議会専門委員会」を中心として検討を進めていきます。基本的には同専門委員会のもとにワーキング会議を設置して、専門委員会とワーキング会議での検討結果を障害者施策推進協議会において審議してまとめられていきます。専門委員会は19名で構成されておりますが、当会からも委員として大西理事が参画しています。

なお次期計画については、障害者制度改革等の渦中に

あって、地域移行に関する点については各市町村におけるプラン(地域移行推進重点プラン)を踏まえて検討する必要がありますので、ワーキング会議を地域移行に関する部分を専門的に検討するものと、その他の部分を各テーマごとに検討する会議と2つにして内容の充実をはかっています。

地域移行に関するプラン策定については、ワーキング会議担当が入所施設へのヒアリングをおこない、課題を把握して計画策定の基礎資料とします。

冒頭で述べたように障害福祉計画は、自立支援法の規定によるものなので、現時点ではその位置付けが難しい所です。そういう状況ではありますが、障害者制度改革にむけて、「障がい者制度改革推進本部」を設置して障害者制度全般にわたる議論がされていることについては、各方面でよく採り上げられているところです。こうした動きにより、計画される各サービス量の設定にも何らかの影響が出てくるのでしょうか。

改めて現状を振り返ると、先に述べた地域移行についてはむろんのこと、これまでよく挙がっていた日中活動系についてのサービスの充実、そして重度訪問介護・行動援護といったサービス提供者の不足などに加えて、現状では発達障害・強度行動障害・高次脳機能障害などの新たなニーズへの対応が不可欠となっています。

基礎的課題における改革の方向性としては、詳細はH22. 8月発行206号にも記載しています。主に「地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築」「障害のとりえ方と諸定義の明確化」が挙げられています。

当たり前のことですが、その人にとって必要なサービスが適切に受けられる環境が実現しなければ、安心して日々の生活をおくることが厳しくなります。こうした計画というのは、ともすればわかりにくいといったイメージをもたれるかもしれませんが、日常を顧みた時に何が足りないのだろうと考えていけば、多少は注目することも出来るのではないのでしょうか。今後、折にふれてご紹介していければと思います。